

不適切な契約事務について

1 概要

教育委員会事務局で実施した引っ越し業務における運搬業務委託について、担当職員による不適切な事務処理（契約事務）が判明したため、当該入札を契約締結前に取り消しました。

不適切な契約事務により、市民の皆様の信頼を損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

2 担当職員（以下「職員A」）

教育施設課所属 事務職員（20代）

3 経緯

時期	内容
令和7年12月～ 令和8年1月中旬	学校統合に伴う引っ越し業務（梱包・運搬）を担当する職員Aは、参考見積依頼を2回実施（計8者）したが、提出者がなかった。
令和8年2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目の参考見積依頼（10者）に対し、X社から「3月末までと設定されている契約期間を4月上旬までに延長すれば、履行可能である」との連絡があり、同社のみが参考見積書を提出。</li> <li>・職員Aは、X社に発注する旨の意向を示した。但し、契約期間は年度を跨げないため、委託内容を梱包業務と運搬業務に分け、7年度は梱包業務のみ発注することとした。</li> <li>・横浜市契約規則では、随意契約を行う際、2者以上から見積書を徴さなければならないと定められているため、改めて、10者に対して、梱包業務委託について見積依頼を行ったが、見積書の提出はX社のみであった。</li> </ul>
令和8年2月16日	<u>職員Aは、梱包業務の市内登録事業者20者のうち10者への依頼にもかかわらず、「全20者に確認したが対応可能なのはX社だけだった」として、X社と単独随意契約をした。（単独随意契約理由の相違）</u>
令和8年3月3日	運搬業務委託についてもX社と単独随意契約をしようとしたが、要件に該当しなかったため、一般競争入札による調達公告を実施した。
令和8年3月4日 ～3月13日	<p>X社から職員Aへ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬業務を受注できないと、先に受注した梱包業務の採算がとれない</li> <li>・運搬業務も確実に受注するため、市場価格よりも低い金額で応札する</li> <li>・<u>低い金額で落札した場合の契約金額と市場価格との差額について、今後の発注等で調整してほしい</u></li> </ul> <p><u>旨の申し出があり、職員Aは当該意向に同意した。（入札の公正を害する行為）</u></p>
令和8年3月16日	運搬業務委託について複数社から応札があり、最も安価な見積金額であったX社が落札した。
令和8年3月26日	職員AがX社との金額調整を目的に別の契約手続を進めようとして発注同を経同したところ、内訳金額が過大であることに所属上司が気づき、職員Aに確認したところ不適切な事務の実施が明らかとなった。

- ※1 職員AとX社との間での利益供与はありません。
- ※2 X社は梱包業務委託のみを履行しており、不当な利益を得たものではありません。
- ※3 運搬業務委託については、入札取消を行い、他事業者と別途契約を締結し、引っ越しは完了しています。

#### 4 原因

##### (1) コンプライアンス意識の不足

職員Aは、スケジュールを優先しようとするあまりに、梱包業務委託においては、実態と異なる説明により単独随意契約を締結し、また、運搬業務委託においては応札価格の調整を行うなど、不適切な事務処理を行いました。

##### (2) 組織としての管理体制の不備

見積徴収等の契約手続に関する組織的なチェックシステムが不十分でした。

#### 5 再発防止について

##### (1) コンプライアンス意識の徹底

あらためて、公正な契約事務手続きの必要性について、確認・徹底するとともに、今後、転入職員には契約事務研修を受講させ、正確な契約知識を身につけさせます。

責任職は、日常的な声掛け等を通じて、職員のコンプライアンス意識を喚起するとともに、相談しやすい職場環境の醸成を図ります。

##### (2) 組織としての管理体制の強化

係会議等での情報共有に加え、参考見積依頼など事業者との連絡のやり取りについては、個人のメールアドレスではなく、組織メールアドレスで行うことで、契約手続の透明性と管理体制を強化します。

#### 6 肥田 教育委員会事務局担当理事（教育環境整備部長）のコメント

このたびは、当部職員による不適切な契約事務により、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となり、深くお詫び申し上げます。本件を厳粛に受け止め、適正な事務処理と進捗管理の徹底を図ってまいります。また、職員一人ひとりのより一層のコンプライアンス意識の醸成と服務規律の徹底に取り組み、再発防止に努めてまいります。

お問合せ先

教育施設課担当課長 倉本 Tel 045-671-3186